

## IV 沿岸資源の適正な利用について

### R5年度要望趣旨

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1①	<p>1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整            ①沿岸漁業と沖合漁業の共生共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共生共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p> <p>2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p> <p>3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、各都道府県の要請や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたが、本年5月に同方針が廃止されたことに伴い、今後は一般的な感染症防止対策を講じてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[ 内容変更 ]</p>
1②	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整            ②沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自肃)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共生共栄を図っていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p> <p>3 一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共生共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p> <p>4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[ 繼続 ]</p>

<p>1③ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整          ③カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p> <p>3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p>
<p>1④ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整          ④レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るために必要な措置を講ずること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。資源調査や海洋観測等により、データを収集するとともに、海洋環境の変化・変動が主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p> <p>2 新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p> <p>3 なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち合いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところで、要望等あればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p>
<p>1⑤ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整          ⑤いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入に当たっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p> <p>2 漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p> <p>3 改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。  <span style="float: right;">[ 続続 ]</span></p>

2①	<p><b>2 マサバ太平洋系群の適正利用</b></p> <p>①安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。</p> <p>また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とする新たな資源管理を開始し、令和3管理年度からは、新漁業法に基づく資源管理基本方針に沿って、数量管理と漁業者の自主的な取組を組み合わせた管理を実施しているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。 [内容変更]</p> <p>2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果及び資源管理措置も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定するとともに、漁獲量等の監視・取締りを実施しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。 [継続]</p> <p>3 また、伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用しているが、数量管理を基本としつつ、漁場利用においても、地域の各漁業の実態を踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。 [新規]</p>
2②	<p><b>2 マサバ太平洋系群の適正利用</b></p> <p>②目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。 [継続]</p> <p>2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。 [継続]</p> <p>3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的な内容を定めていくこととしている。 [継続]</p> <p>4 また資源評価においては、現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。 [継続]</p> <p>5 なお、今後の資源評価において、海洋環境や資源の利用実態がこれまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。 [継続]</p>
2③	<p><b>2 マサバ太平洋系群の適正利用</b></p> <p>③漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。 [継続]</p> <p>2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。 [継続]</p> <p>3 こうした目標を目指す過程で一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。 [継続]</p>

	<p>3 カツオ資源の適正利用</p> <p>近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。</p> <p>また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については、水産庁も共有している。</p> <p>2 昨年のWCPFCで採択された管理方式は、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続きを定めた。今年は保存管理措置の見直しが行われるところ、まずは管理方式が、実際の管理に適切に反映されるよう取り組んでいくことが重要と考えている。</p> <p>3 また、近年の来遊量の減少と、赤道海域における大型まき網漁業の漁獲の関係について、我が国の主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p>	<p><b>内容変更</b></p> <p><b>新規</b></p> <p><b>内容変更</b></p> <p><b>継続</b></p>
4	<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用</p> <p>外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>&lt;科学的評価の実施&gt;</p> <p>1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</p> <p>&lt;国際的な資源管理の推進&gt;</p> <p>2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国が主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。</p> <p>3 サンマについては、本年3月に開催されたNPFC年次会合において、2023年及び2024年の措置として、公海における漁獲可能量(TAC)を19万8千トンから15万トンに削減し、国別漁獲上限についても2018年の実績から55%削減する等の措置が合意されたところ。</p> <p>4 マサバについても、NPFCにおいて、マサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止する等の措置が導入されているところであるが、数量管理の実施に向けて資源評価の作業が進められているところ。</p> <p>5 サンマやサバ等の資源管理の充実のため、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。</p>	<p><b>継続</b></p> <p><b>内容変更</b></p> <p><b>継続</b></p> <p><b>内容変更</b></p> <p><b>内容変更</b></p>

<p>5① 5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>①大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等(付属船)へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができるとされている。</p> <p>2 他方、同規定にて命令の対象とされていない大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方方に則り、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。</p> <p>3 火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。</p>
<p>5② 5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>②VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 大臣許可漁業(法改正前の指定漁業)については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中(令和4年中)に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方方に則り、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <p>2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p>3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p>
<p>5③ 5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>③AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 AIS利用の普及については、 ・設置漁船に対する漁船保険料の助成 ・高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資する AISの導入支援 ・スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進等の取組を実施しているところ。</p> <p>2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間ににおける周知啓発キャンペーンの実施等、事故防止・安全航行の指導に努めているところ。</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁船の安全対策に取り組んで参りたい。</p> <p><b>【国土交通省海事局】</b></p> <p>AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。</p>

## V 漁業法改正後の制度運用について

### R5年度要望趣旨

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

R5年度要望		回答、状況等
1	1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。 また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。  【継続】	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、改正漁業法の円滑な運用のため、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。  2 今後とも説明会の開催や動画配信などにより周知を図るとともに、必要な指導・助言を行ってまいりたい。  3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が少しでも軽減されるよう、システムを構築したところである。 特に、目標であった4年度までに400箇所以上の漁協等から水揚げ情報を収集できる体制整備について、都道府県等のご尽力により、ほぼ全ての都道府県で必要な取組が完了したと伺っているところ。取組が残っている一部の県については個別に他の補助金等の活用も含め相談に対応しており、その他の県においても必要に応じてご相談されたい。  【内容変更】</p>
2①	2 新制度の円滑な運用について ①新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。  【継続】	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、改正漁業法を円滑に運用するため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、必要な意見交換を行ってきたところである。  2 円滑な制度運用に向けては、都道府県の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。  【継続】</p>
2②	2 新制度の円滑な運用について ②改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。  【継続】	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、漁業権の切替え時期においては、漁場計画の樹立や免許にあたっての留意事項等をまとめたうえで、都道府県に対して地方自治法に基づく技術的助言を行ってきたところである。  2 今般の漁業権の切替えにあたっても、手続の円滑な実施のため、令和4年4月に技術的助言を行ったところである。  3 切替えに向けた課題等があれば、都道府県の担当者にお問い合わせいただぐとともに、必要に応じて水産庁にも情報提供されたい。  【継続】</p>

<p>3① 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>①新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。<span style="float: right;">[継続]</span></p> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものであり、今後は法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。<span style="float: right;">[内容変更]</span></p> <p>3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダーカンファレンス)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討してまいりたい。<span style="float: right;">[内容変更]</span></p>
<p>3② 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>②TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と同意のもとに慎重に進めること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 新たなTAC対象魚種の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。<span style="float: right;">[新規]</span></p> <p>2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダーカンファレンス)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、引き続き、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。<span style="float: right;">[内容変更]</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">       削除 : IQ導入によるトン数制限の撤廃などによる影響への回答     </div>

3③	<p>3 新たな資源管理措置等について</p> <p>③数量管理の導入に当たっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 新漁業法においては、MSYを達成する水準に資源を回復・維持させることを管理の目標とし、数量管理に軸足を移した管理を行うこととしている。</p> <p>後半削除：水産資源の特性及びその採捕の実績を勘案して漁獲量による管理が適当でないと認められるときは、漁獲圧力を隻日数等に換算して管理を行うこともあり得るが、あくまで科学的根拠に基づくべきものである。</p> <p>2 従来のTAC魚種の管理においては、都道府県等の間での漁獲枠の融通の促進や留保枠からの迅速な配分、配分数量を明示せず「現行水準」として漁獲努力量を管理する方法などの柔軟な対応をしており、新たなTAC魚種の管理においても、資源ごとにどのような工夫が可能か検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一時的に減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行ふ方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>旧1番削除：資源管理は、資源に影響を与えている漁業種類全体を対象に、回復に向け各漁業種類が応分の負担を負い、資源が増えた時には負担に応じた配分を得る形とすることが公平性の観点から最も適当と考えている。定置網漁業においても、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を負うことになる。また、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を定置網漁業者が果たせるよう必要な技術開発を行うとともに、適切な資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業収入安定対策により、収入減少に対する補填を行っているところである。</p>
3④	<p>3 新たな資源管理措置等について</p> <p>④漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要です。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援しているところです。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、水産加工業の支援に向けては、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を支援しています。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 加えて、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、「海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を重点課題の一つに掲げており、本年5月26日には、漁協を含む事業者が漁港において海業の取組を実施しやすくするため、漁港漁場整備法を改正しております。</p> <p>海業の推進に向けて、12のモデル地区を公募により選定し、モデル地区における先行事例づくりを進めているところであります。得られたノウハウなどを共有して海業の普及促進を図ってまいります。また、海業に関する様々な相談を一元的に受け付ける窓口を水産庁に設置するとともに、地域振興などに取り組む関係省庁の協力の下、「海業支援パッケージ」に位置付けられた施策の活用にも努めてまいります。そのほか、本年6月には、漁港における釣り利用について、利用ルール、マナーや釣り人の安全を確保し、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等について考え方を示した、漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)を作成しております。</p> <p>現在は、自民党の海業振興専門部会から出された「中間とりまとめ」を受けて、海業の推進体制の強化などを検討しているところであります。これらの取組を通じて一層の推進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>5 引き続き、漁業の次世代を担う人材の育成・確保に努めるとともに、水産加工業や観光業等とも連携し、水産業の成長産業化と漁村の活性化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>3⑤ 3 新たな資源管理措置について ⑤TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 産地市場を通さずに漁獲物が販売、流通するといった事例に対応するため、スマート水産業の取組の中で、漁業者から直接電子的な報告を受ける取組を進めているところである。 <b>新規</b></p> <p>2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、今後「TAC管理のステップアップ」プロセスのステップ1において実態を把握しつつ、関係都道府県等と協力しながら、TAC報告体制の整備を進めてまいりたい。 <b>新規</b></p>
<p>3⑥ 3 新たな資源管理措置について ⑥定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。 <b>新規</b></p> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。 <b>新規</b></p>